

## 社会福祉法人志布志市社会福祉協議会弔慰規程

### (趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人志布志市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が社会福祉法人志布志市社会福祉協議会役職員等ならびに社会福祉事業に功績のあった者の逝去に際して弔慰を表することについて、必要な事項を定める。

### (弔慰金等)

第2条 弔慰金または供物の基準は、別表のとおりとする。

### (委任)

第3条 第1条に定めたもののほか、会長が特に必要と認めた場合には、前条に準ずる。

### 附 則

この規程は、平成18年 1月 4日から施行する。

### 別 表

弔慰金または供物の基準

区 分	弔 慰 金	供 物
理 事	5,000円	15,000円
監 事	5,000円	15,000円
評 議 員	5,000円	15,000円
職 員	5,000円	15,000円
そ の 他	0円	15,000円